

第 12 回決済システムフォーラム資料

新型インフルエンザの最近の動向と留意点

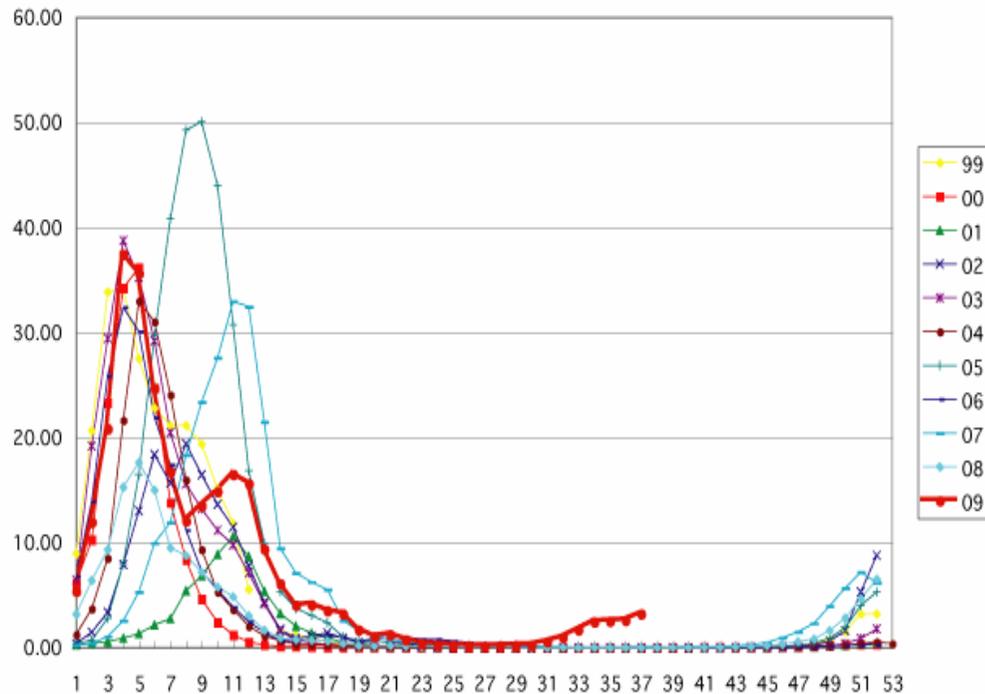
2009年10月6日

日本銀行金融機構局

1. 新型インフルエンザ(H1N1)の感染拡大状況

- ・ 8月以降、国内での感染例が増加
金融機関でも感染例が多発。
同一支店で数人発症のケース、特定部署のほぼ全員が自宅待機のケースも。
- ・ 季節性インフルの拡大パターンを踏まえると、まだ流行初期。先行き一段と拡大の可能性。

【感染症発生動向調査(1週間の1医療機関当たり患者数)】



【流行レベルマップ(直近時)】



【流行レベルマップ(昨冬ピーク時)】



(資料) 国立感染症研究所感染症情報センター

2. 新型インフルエンザ対策の留意点

【目先の留意点（弱毒性流行拡大時の留意点）】

集団感染等により特定部署における欠勤率が一時的に高まった場合に備えた対策の必要性

決済等の重要業務や特別なスキルが必要な部署については、こうした場合でもきちんと業務継続できるように、代替要員を予め確保しておくことが重要（職員スキル・データベースの作成などが有用）

【強毒性向け対策の必要性】

強毒性向け対策の早期整備・拡充にも引き続き努める必要性

- ・ H 1 N 1 の強毒性への変異リスク
- ・ H 5 N 1（鳥インフルエンザ）の人・人感染型への変異リスク

【対策策定上の留意点】

- ✓ 「強毒性」向けの対策を基本とし、これを柔軟に修正していくアプローチが有効
- ✓ 科学的な知見に基づくリスクの判断と社会的な責任のバランス（経営判断の重要性）
- ✓ 業務継続における、相互依存関係の高さ

3. 日本政府における新型インフルエンザ対策への取組み状況

いずれも、強毒性インフルエンザを念頭として、着実に取組みを進めている

「**新型インフルエンザ対策行動計画**」(05年当初策定、09年2月全面改定)

足許のH1N1に対しては、随時「基本的対処方針」等を発出して、これを弾力運用。

「**新型インフルエンザワクチン接種の進め方(第1次案)**」(08年9月公表)

ワクチン接種の基本的考え方や、先行的なワクチン接種の対象者とその接種順位に関する第1次案。同案の中で、金融事業者は「国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種」として先行接種対象と位置付け。

H1N1向け「ワクチン接種の基本方針」(09年10月策定)とは別に、現在引続き検討中。

「**新型インフルエンザ対策ガイドライン**」(09年2月策定)

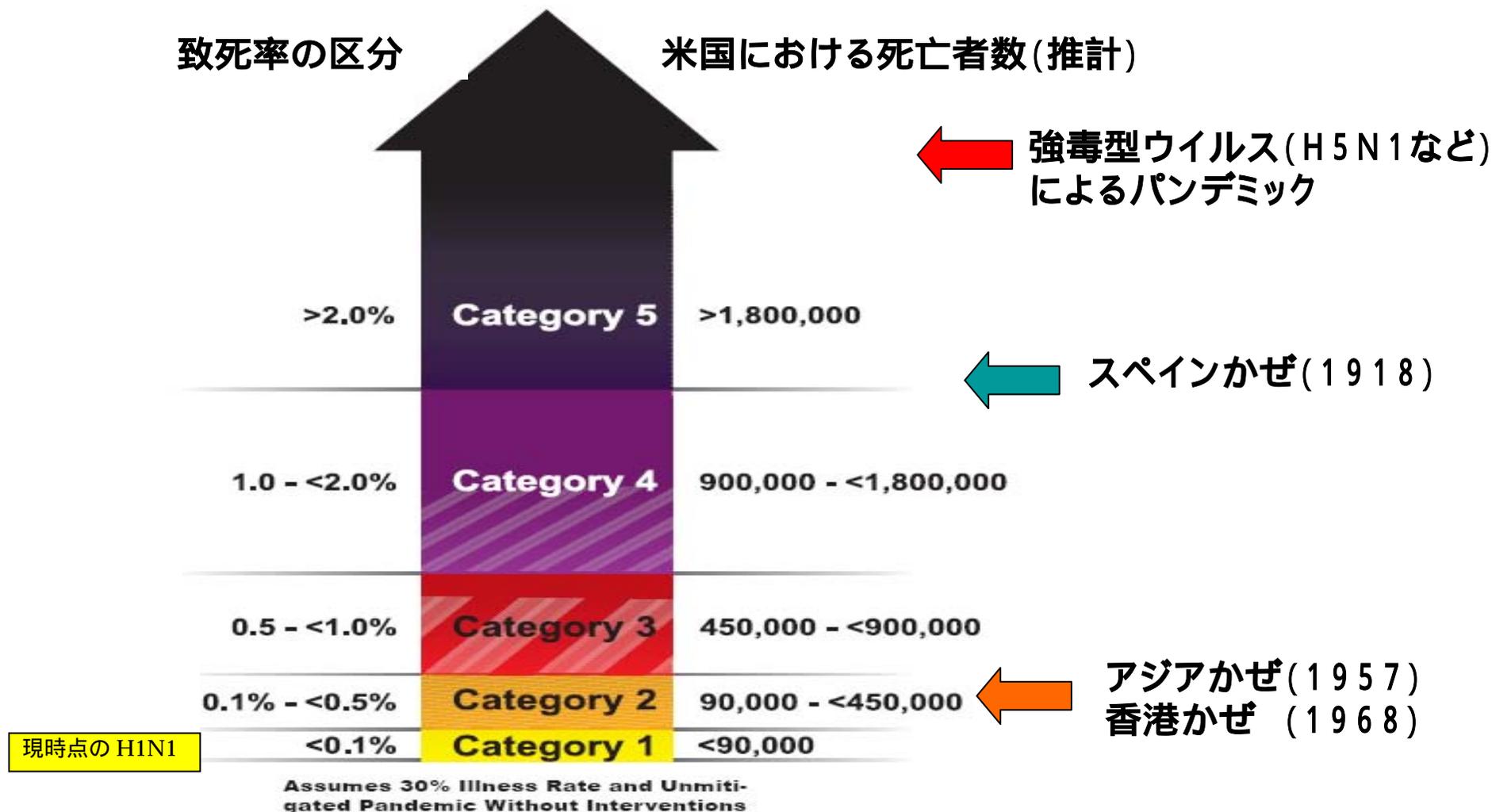
「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」ほか。

「**中央省庁業務継続ガイドライン**」(09年8月策定)

中央省庁以外の主体にとっても有用な記述が多い。

(注) いずれも、内閣官房のホームページ(www.cas.go.jp/jp/influenza)にて入手可能(上から順に、「行動計画」、「関係省庁対策会議 第21回資料」、「ガイドライン」、「関係省庁対策会議 第23回資料」欄に掲載)。

(参考1) 致死率の違いからみたインフルエンザの深刻度



【出所】金融高度化セミナー資料(原典:米国CDC資料) <一部加工>

(参考2) 米国におけるワクチン接種順位(米 CDC 改訂案)



*Estimates rounded to closest 50,000. Occupational target group population sizes may change as plans are developed further for implementation of the pandemic vaccination program.

**Persons not targeted for vaccination in an occupational group would be vaccinated as part of the General Population based on their age and health status.